



平成 24 年 (ワ) 第 328 号、平成 25 年 (ワ) 第 59 号 志賀原発運転差止請求事件
 原告 北野進 外 1 2 4 名
 被告 北陸電力株式会社

証 拠 説 明 書 (28)

(第 30 準備書面に関して)

平成 26 年 12 月 11 日

金沢地方裁判所民事部合議 B 1 係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 岩 淵 正 明 外



以下の証拠表示は、甲号証番号、標目、原本の有無、作成者、作成日、立証趣旨等の順に記載する。

※ 作成日は書証上の形式的な作成日を記述

番号	標目	原写	作成者	作成日	分類	立証趣旨等
A28	北國新聞朝刊記事	写	北國新聞社	H26.10.4	③	【第 30 準備書面 第 4 1 項(1)】 原子力規制委員会において、現状では志賀原発の敷地内断層が「将来活動する可能性のある断層等」である可能性が否定できないという見解であること
A29	「北陸電力志賀原子力発電所 2 号機の適合性審査の進め方について」	写	原子力規制庁	H26.8.20	③	【第 30 準備書面 第 4 1 項(2)】 原子力規制委員会において、敷地内断層評価についての見解の取りまとめを終えるまでは、志賀原発 2 号機の適合性審査の本格審査には入らないとの方針であること
A30	第 132 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合議事録 (抄本、被告についての会合部分のみ抜粋)	写	原子力規制委員会	H26.8.26	①	【第 30 準備書面 第 4 2 項(2)】 第 132 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合における原子力規制委員会及び被告の発言内容

岩淵正明

A31	今夏の節電へのご協力のお礼について (プレスリリース)	写	被告	H25.9.30	④	【第30準備書面 第4 6項】 2013年夏も、志賀原発が稼働していない中で、予備率が3.0パーセント以下になる等電力需給が危機的状況に陥ることがなかったこと
A32	今夏の節電へのご協力のお礼について (プレスリリース)	写	被告	H26.9.30	④	【第30準備書面 第4 6項】 2014年夏も、志賀原発が稼働していない中で、予備率が3.0パーセント以下になる等電力需給が危機的状況に陥ることがなかったこと
A33	北國新聞朝刊記事	写	北國新聞社	H26.10.31	④	【第30準備書面 第4 6項】 志賀原発が稼働していない中で、被告は、平成26年9月中間期決算において101億円の純利益をあげていること
A34	北陸電力株式会社志賀原子力発電所1号機における平成11年の臨界事故及びその他の原子炉停止中の想定外の制御棒の引き抜け事象に関する調査報告書	写	原子力安全・保安院	H19.4.20	①	【第30準備書面 第5 1項】 ・ 1999(平成11)年6月18日の午前2時頃に志賀原発1号機での代替停止機能試験の際、最終的に3本の制御棒が引き抜ける臨界事故が発生したこと。 ・ 上記臨界事故が被告により隠蔽されたこと。 ・ 上記臨界事故の記録が改ざんされたこと。 以上の結果、その後8年間事故を隠蔽してきたこと。
A35の1	新聞記事	写	北國新聞	H19.3.15	①	【第30準備書面 第5 1項】 同上。 ・ 被告はメーカー任せの無責任、無能力体質であること。 ・ 被告は経済性優先の体質であること。 ・ 臨界事故はBWR原発では最も危険な事故形態である核暴走事故の開始点の事故である。その意味ではあつてはならない事故だったのである。このように危険な臨界事故が発生したにも拘らず、この事実を規制当局を含め一切公表せず、8年間の長きに渡り社内で隠蔽してきた。 この事実からは被告には、原発の安全性を確保すべき電力会社としては無能力であつて、原発

						を運転する資格そのものが欠如していること。
A35 の 2	新聞記事	写	北國新聞	H19.3.15	①	【第30準備書面 第5 1項】 同上。
A35 の 3	新聞記事	写	北國新聞	H19.3.16	①	【第30準備書面 第5 1項】 同上。
A35 の 4	新聞記事	写	北陸中日新聞	H19.3.16	①	【第30準備書面 第5 1項】 同上。
A35 の 5	新聞記事	写	北陸中日新聞	H19.3.16	①	【第30準備書面 第5 1項】 同上。
A35 の 6	新聞記事	写	読売新聞	H19.3.16	①	【第30準備書面 第5 1項】 同上。
A35 の 7	新聞記事	写	毎日新聞	H19.3.16	①	【第30準備書面 第5 1項】 同上。
A35 の 8	新聞記事	写	朝日新聞	H19.3.16	①	【第30準備書面 第5 1項】 同上。
A35 の 9	新聞記事	写	朝日新聞	H19.3.16	①	【第30準備書面 第5 1項】 同上。
A35 の 10	新聞記事	写	北國新聞	H19.3.19	①	【第30準備書面 第5 1項】 同上。
A35 の 11	新聞記事	写	北陸中日新聞	H19.3.23	①	【第30準備書面 第5 1項】 同上。
A35 の 12	新聞記事	写	読売新聞	H19.3.23	①	【第30準備書面 第5 1項】 同上。
A35 の 13	新聞記事	写	朝日新聞	H19.3.23	①	【第30準備書面 第5 1項】 同上。
A35 の 14	新聞記事	写	朝日新聞	H19.3.25	①	【第30準備書面 第5 1項】 同上。
A35 の 15	新聞記事	写	毎日新聞	H19.4.19	①	【第30準備書面 第5 1項】 同上。
A36	「志賀原発即発臨 界事故の意味する もの」(ScienceSoc ietyHumanity200 7年3号、通算101	写	小林圭二	H19.7.20	①	【第30準備書面 第5 1項】 同上及び今回の臨界事故が即発臨界で危険であ ったこと。

	号)					
A37	北陸電力(株)志賀原子力発電所1号機で発生した臨界に係る事故の解析について	写	日本原子力技術協会	H19.4.17	①	【第30準備書面 第5 1項】 同上。
A38	2007年3月25日9時42分ころ能登半島沖で発生した地震について	写	気象庁	H19.3.25	①	【第30準備書面 第5 2項(1)】 ・ 2007(平成19)年3月25日午前9時42分頃に能登半島地震が発生したこと。 地震研究所の資料によると、この地震の余震分布は、平面的なひろがりとともに断面図での余震震央分布を確認すると、いわゆる被告が志賀原発2号機申請時の基準地震動設定にあたって調査対象としたF14, F15, F16断層の断層面に震央分布が重なり(加えてF17, F18にも分布している状況もある)、これらの既知の海底断層が活動したと考えられること。
A39	志賀原子力発電所活断層の連動に関する検討結果について	写	被告	H24.3.9	③	【第30準備書面 第5 2項(1)】 同上。
A40	志賀原子力発電所原子炉設置変更許可申請書(2号原子炉の増設) (抄本)	写	被告	H9.5	③	【第30準備書面 第5 2項】 ・ 被告は志賀原発2号機増設申請書には「敷地前面調査海域では、音波探査の解析により、連続性を有する断層として20断層が推定されたが、F-12断層, F-14断層, F-16断層及びF-17断層の4断層以外の16断層はB2層から下位の地層に認められる断層であり、第4紀後期の活動はないと判断される。」として、F-15断層は活断層ではないとして、考慮すべき断層から排除してしまっていたこと。(6-3-43) ・ 被告は志賀原発2号機増設申請書では、福浦断層について、断層を覆う12万ないし13万年以前と考えられる堆積物に断層の影響が及んで

					<p>いないことなどから、活動が後期更新世に及んでいないと判断し、活断層であることを否定していたこと。(6-3-32)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被告は2号機の平成9年設置許可申請書では、邑知潟断層帯は石動山断層を飯山までの区間と、飯山の南方から始まる区間に分けて、「前者の中能登町久江から羽咋市飯山までの約8km区間については、更新世後期以降における活動を否定出来ない。これに対し、後者の羽咋市飯山南方から宝達清水町竹生野までの8km区間については、石動山断層によるものと考えられる活動によって西側へ傾斜した地層である中川砂岩層が、更新世中期前半(約80万ないし50万年前)に形成された地層であることから、中川砂岩層を西側へ傾斜させた活動は遅くとも更新世中期前半の終了時点(約50万年前)には活動を終了しているものと判断される。」として、8kmのみが活断層であるとしていたこと。(6-3-23)
A41	能登半島地震を踏まえた志賀原子力発電所の耐震安全性確認に係る報告について	写	被告	H19.4.19	<p>③ 【第30準備書面 第5 2項(1)】</p> <p>被告は、F-15断層は50万年前に活動を終了しているとして除き、F-14断層、F-16断層をそれぞれ別々の震源断層に対応しているものとしてあつかい、発電所敷地への影響を小さく見積もった結果、能登半島地震による本件原発への地震動は、最大711ガルに達し、本件原発の耐震設計指針であるS1(当時)はもちろん、374ガルで設定された当時のS2をも越える影響を与えたこと。</p>
A42	志賀原子力発電所「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う耐震安全性評価結果 中間	写	被告	H20.3.14	<p>③ 【第30準備書面 第5 2項(2)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来の耐震設計審査指針が平成18年9月に改訂された際、被告は新耐震設計審査指針に基づき改めて以下の通り福浦断層を評価したこと。 まず新リアメント判読基準による地形判読によれば、リアメント・変動地形は、従来判読

	報告書 (1/2) (抄本)				<p>していた区間を含み、北部の約1.4キロメートル区間、南部の約1.2キロメートル区間で断続的に判読されたとする。</p> <p>しかし、いずれのリニアメント・変動地形の周辺にも高位段丘面にはリニアメント・変動地形を挟んで分布高度に系統的な差が認められず、また、高位段丘Ⅱ面にも分布高度に系統的な差が認められない。更に、北部の約1.4キロメートル区間のリニアメント・変動地形を挟んで高位段丘Ⅱ面、Ⅲ面及びⅣ面が分布しており、南部の1.2キロメートルの区間と同様、高位段丘Ⅱ面、Ⅲ面及びⅣ面にはリニアメント・変動地形を挟んで分布高度に系統的な差が認められない。また、受堤北方の山腹で認められた断層露頭では断層変異を受けた形跡は認められないとか、この堆積物の赤色土壌化およびくさり礫化の程度を根拠として、本断層は活動が更新世に及んでいないと判断されるとして、結局従来と同じく、活断層であることを否定した。</p>
A43	控訴理由書 (名古屋高等裁判所金沢支部平成18年(ネ)第108号事件) (抄本)	写	被告	H18.11.16	<p>③ 【第30準備書面 第5 2項(3)】</p> <p>・ 被告は当初の断層調査 (例えば2号機の平成9年設置許可申請の際の調査) において、邑知鴉断層帯は石動山断層を飯山までの区間と、飯山の南方から始まる区間に分けて、「前者の中能登町久江から羽咋市飯山までの約8 km区間については、更新世後期以降における活動を否定出来ない。これに対し、後者の羽咋市飯山南方から宝達清水町竹生野までの8 km区間については、石動山断層によるものと考えられる活動によって西側へ傾斜した地層である中川砂岩層が、更新世中期前半 (約80万ないし50万年前) に形成された地層であることから、中川砂岩層を西側へ傾斜させた活動は遅くとも更新世中期前半の終了時点 (約50万年前) には活動を終了しているもの</p>

						と判断される。」として、8 kmのみが活断層であるとしていたこと。(61頁以下)
A44	邑知瀧断層帯の長期評価について	写	地震調査研究推進本部 地震調査委員会	H17.3.9	③	<p>【第30準備書面 第5 2項(3)】</p> <p>政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会は平成17年3月の報告で「5キロメートル以内に発達する活断層を一括して活動すると考えてグループ化する手法、以下「松田の基準」という。によれば、邑知瀧断層帯は断層がほぼ連続的に分布することから、過去、断層帯全体が一つの区間として活動したと推定され(中略) 邑知瀧断層帯は、将来的にも全体が一つの区間として活動すると推定され、その場合、発生する地震の規模は、松田式を用いると、マグニチュード7.6程度と求められる」としていたこと。</p>
A45	準備書面(6)(名古屋高等裁判所金沢支部平成18年(ネ)第108号事件) (抄本)	写	被告	H20.3.19	③	<p>【第30準備書面 第5 2項(3)】</p> <p>被告は、前記2号機一審判決に続く2号機訴訟の控訴審において、従来の8 kmの主張を続けるとともに、新たに、坪山-八野断層帯について、「邑知瀧断層帯とずれの向きが逆(坪山-八野断層は西側隆起の逆断層であるのに対し、邑知瀧南縁断層帯は東側隆起の逆断層である)であり、それぞれの断層面は地下深部では離れていくと考えられることから、坪山-八野断層は、邑知瀧南縁断層帯とは別の断層帯であると判断した」と主張し始めたこと。</p> <p>その結果、坪山-八野断層を邑知瀧断層帯とは別の断層帯として分断し、邑知瀧断層帯の長さを地質調査研究推進本部が認めた約4.4 kmではなく約3.4 kmとする主張していたこと。</p>
A46	志賀原子力発電所活断層の連動に関する検討結果について 「邑知瀧南縁断層	写	被告	H24.4.23	③	<p>【第30準備書面 第5 2項(3)】</p> <p>保安院は、邑知瀧断層と坪山-八野断層は向きが逆でも、重力構造などからつながっていると考えられ、同一の断層として評価すべきであると、被告の従来の主張を否定し、邑知瀧断層帯を</p>

	帯」と「坪山-八野断層」と「森本・富樫断層帯」 (抄本)					一体として評価するよう指示したこと。
A47	活断層の連動を考慮した地震動評価に関する原子力安全・保安院の見解 (別添資料) (抄本)	写	原子力安全・保安院	H24.8.24	③	【第30準備書面 第5 2項(3)】 同上。
A48	志賀原子力発電所の耐震安全性について (抄本)	写	被告	H21.3	③	【第30準備書面 第5 2項(4)】 被告は活断層評価を誤り、福浦断層を四半世紀も活断層と評価せず、邑知潟断層については当初8 km、次いで3 4 km、そして遂に4 4 kmに徐々に成長していくというずさんな調査と評価を続けてきたこと。 従って、この表では従前の評価と現在の評価の変更が記載されている。

B287	平成 24 年度原子力規制委員会 第 33 回会議議事録 (抄本)	写	原子力規制委員会	H25.3.19	①	【第 30 準備書面 第 2 2 項】 2013 年 3 月 19 日開催の第 33 回原子力規制委員会において、田中委員長は新規制施行に向けた基本的な方針 (私案) を公表しているが、ここでは「事業者は、原子力発電所の安全確保の一義的責任を負う。規制当局が、原子力発電所の安全性に関する証明責任や説明責任を負っていると履き違えると、安全神話に逆戻りしてしまう。原子力規制委員会は、原子力発電所が規制の基準を満たしているか否かを確認し、その結果により達成される安全レベルの説明を行うことを役割とする。」としていたこと。
B288	平成 25 年度原子力規制委員会 第 33 回会議議事録 (抄本)	写	原子力規制委員会	H25.4.3	①	【第 30 準備書面 第 2 2 項】 2013 年 4 月 3 日開催の原子力規制委員会で田中委員長は、従来の基準が安全基準と称されてきたことに関して「安全基準という、基準さえ満たせば安全であるという誤解を呼ぶことがあ」るため、今後は規制基準とすると発言し、委員の反対がなく、以降「規制基準」の名称が使用されてきたこと。
B289	新聞記事	写	毎日新聞	H26.7.16	①	【第 30 準備書面 第 2 2 項】 川内原発再稼働における記者会見において、原子力規制委員会の田中委員長は「原発が新規制基準を満たすかどうかを審査するだけである、新規制基準への適合は審査したが、安全だとは言わない」と述べたこと。
B290	原子力規制委員会 記者会見録	写	原子力規制委員会	H26.9.10	①	【第 30 準備書面 第 2 2 項】 川内原発再稼働における記者会見においても、原子力規制委員会の田中委員長は「原発が新規制基準を満たすかどうかを審査するだけである、新規制基準への適合は審査したが、安全だとは言わない」と述べ、規制基準を満たせば安全であるとはいえず、基準を満たすことは規制基準により達

					<p>成される安全レベルに達していること確認するにすぎないとしていること。</p> <p>又、再稼働の是非は規制委員会の判断の外にある・防災とオンサイト対策は車の両輪であると述べていること。</p>
B291	聴取結果書 (抄本)	写	東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局	H23.8.16	<p>① 【第30準備書面 第3 1項(2)】</p> <p>吉田調書に、「はっきりいってわからないんですよ。細かい現場の状況が、要するに、この辺、まだ本店と近い部分があつて、要するに計器が見えていないし、中線の状況の電源、真っ暗だとか、主要計器が消えているというのはあるんですけども…。」といった記録があること。</p> <p>吉田調書に、「最初に愕然としては、全交流電源喪失、DGが止まった。これで顔色が変わりました。間違いなく。大変なことになった。」また、「結局、計器類についての電源復旧も必要でしょうし、非常用ディーゼルが使えないということになって、次にどういう対応を取ろうとお考えになられたんですか。」という質問に対し、「絶望していました。基本的には、私自身ですね。シビアアクシデントに入るわけですけども、注水から言うと、全部のECCSが使えなくて、ICとRCICが止まって、HPCIがありますけれども、それらが止まった後、バッテリーが止まった後、どうやって冷却するのかというのは、検討しろという話はしていますけれども、自分で考えても、これというのがないんですね。」と記録されていること。</p>
B292	聴取結果書 (抄本)	写	東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局	H23.8.16	<p>① 【第30準備書面 第3 1項(2)】</p> <p>吉田調書に、「私がこのとき考えたのは、格納容器の圧力を何とかして下げたい。それから、原子炉に水を入れ続けたい。この2点だけなんです。メインで考えたのは、それ以外の細かいことは、枝葉末節で、この2点をどうするん</p>

				<p>だということしか考えていませんから…。」と記録されていること。</p> <p>吉田調書に、「うちの連中は、…車のバッテリーを外していったり、中ではものすごい知恵を働かせて、やれることは全部やっているんです。」「私は、ここの発電所の発電員、保修員は優秀だと思います。3発電所を見ても、今まで一番トラブルも経験していますから、肌身で、協力企業だけを使うのではなくて、自分らでも作業をしてきた経験がありますから、これだけのことをできたんだと思います。柏崎で同じことがもし起こったとしたときに、彼らがそういうふうに見えるかどうか。」「部下たちは、少なくともそういう意味では、日本で有数の手が動く技術屋だったと思います。それでこのレベルですから。」と記録されていること。</p>
--	--	--	--	---

D2	決定（大津地方裁判所平成23年(ヨ)第67号事件・平成26年(ヨ)第40号事件)	写	大津地方裁判所	H26.11.27	<p>③ 【第30準備書面 第2 3項】</p> <p>大津地裁は本年11月27日に出された大飯・高浜原発の稼働禁止仮処分決定において新規規制基準の合理性について「自然科学においてその一般的傾向や法則を見いだすためにその平均値をもって検討していくことについては合理性が認められようが、自然災害を克服するため、とりわけ万一の事態に備えなければならない原発事故を防止するための地震動の評価・策定にあたって、直近のしかも決して多数とはいえない地震の平均像を基にして基準地震動とすることにどのような合理性があるのか。加えて、研究の端緒段階にすぎない学問分野であり、サンプル事例も少ないことからすると、着眼すべきであるのに捉え切れていない要素があるやもしれず、また、地中内部のことで視認性に欠けるために基礎資料における不十分さが払拭できないことなどにも鑑みると、現時点では、最大級規模の地震を基準にすることにこそ合理性があるのではないか。」と疑問を呈していること。</p>
----	--	---	---------	-----------	---